

# 会計法規集

[最新增補版]

中央經濟社編



# 会計法規集

〔最新増補版〕  
中央経済社編



中央経済社

# 会計法規集

昭和昭和昭和昭和昭和  
五五五五五五四三  
六十七十七十七十七  
十九八七七二二六九  
年年年年年年年年年  
四三七十六一七三十一  
月月月月月月月月月  
十五十一二二五五十三  
五五五十一五五二三  
日日日日日日日日日

最最最新新新最初  
新新九二新一〇三  
新增補一新五九  
八十一版版版版版  
十版版版版版版  
一版版版版版版  
版發行發行發行發行

# 会計法規集

昭和昭和昭和昭和昭和  
五五五五五五四三  
六十七十七十七十七  
十九八七七二二六九  
年年年年年年年年年  
四三七十六一七三十一  
月月月月月月月月月  
十五十一二二五五十三  
五五五十一五五二三  
日日日日日日日日日

最最最新新新最初  
新新九二新一〇三  
新增補一新五九  
八十一版版版版版  
十版版版版版版  
一版版版版版版  
版發行發行發行發行

株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町一の三十二の二  
電話 (293) 三三七一 (編集部)  
振替 口座・東京三三八一 (営業部)  
○一八四三二二

\* 渡辺正一  
製本 関川製本  
\* 昭和工業写真印刷所  
\* 製版・印刷

落丁本・乱丁本はお取扱いいたします。

ISBN 4-481-10046-X C 1034

## 序

企業の健全なる成長は、国民経済の繁栄につながる。一国の経済社会の発展をねがうためにも、個々の企業は、近代化された経営の諸制度のもとで正しく運営され、一般社会との意思疎通を円滑にし、発展していかなければならぬ。この経営近代化の基盤として、企業の成果を適正に把握し、生産活動を明らかにし、企業経営を安定成長の目的に指向する「企業会計原則」を中心とした一連の会計諸法規や指針は、あたかもわが国経済成長の年輪を示すかの如く制定されてきている。とくに、昭和五十六年には、会社の業務運営健全化のために、商法中、会社の機関、取締役会、監査制度、会社の計算・公開に関する規定等が大幅に改正され、五十七年四月には、商法の計算規定の解釈指針として重要な役割をもつ「企業会計原則」及び関連諸基準ならびに企業の経理実践と密接な関連をもつ「商法計算書類規則」の改正が行われた。さらに、同年九月二十一日には、これらの会計諸規則の改正を受けて「財務諸表等規則・同取扱要領」「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」「連結財務諸表規則」「中間財務諸表規則」等の改正が行われ、会計情報開示の拡充が図られている。

ここに編集した「会計法規集」は、右のごとく、経営の計算制度・開示制度の確立のために、大蔵省および法務省により制定された経済法規等、今日、重要と目される諸法令はこれを洩れなく収録し、体系的な整備を図ったものである。

すなわち、会計諸則および諸法令を、大きく「会計諸基準編」、「商法編」、「証券取引法編」、「関連法規編」に区分収録して、本書利用上の便を図るとともに、常に最新の資料を提供しうるよう機動的な編集を行つてゐる。

本書は、関連諸法令の新設・改廢に歩調を合わせ、今日までに数次の増補を重ねてきたが、さらに完璧を期すべく、今回、「企業会計原則」については、これまでの修正経緯の中で、会計学の學習に、また実務解釈指針に必要と思われる過去の関連規定を当該箇所に対比させて収録するとともに、経団連・經濟法規委員会、日本公認会計士協会の「法務省令の各種ひな型」、通産省・産業構造審議会の「コスト・マネジメント」など、要望の強いものについても収録した。

本書が会計学の學習・研究に、また、会計実務の伴侶として、ますます広く利用されることを願つてやまない。

昭和五十九年二月

## 編者

會計諸基準編

企業會計原則

企業会計原則の設定について	商法と企業会計原則との調整について
企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について	企業会計原則の一部修正について
企業会計原則の一部修正について	企業会計原則の一部修正について
第一 一般原則	一 真実性の原則
	二 正規の簿記の原則
	三 資本取引・損益取引区分の原則
	四 明瞭性の原則
	五 繼続性の原則
	六 保守主義（安全性）の原則
	七 単一性的原則
第二 損益計算書原則	一 損益計算書原則
	二 損益計算書の本質
	三 損益計算書の区分
第三 営業外損益	一 営業利益
	二 特別損益
第四 経常利益	一 税引前当期純利益
	二 特別損益

八九〇〇八九〇〇八九〇〇八九〇〇八九〇〇八九〇〇八九〇〇八九〇〇

企業會計原則注解

八	当期純利益	一	第三
九	当期末処分利益	一	一
一〇	貸借対照表原則	一	一
一一	貸借対照表の本質	一	一
一二	貸借対照表の区分	一	一
一二三	貸借対照表の配列	一	一
三四	貸借対照表科目の分類	一	一
三四五	資産	一	一
三四六	負債	一	一
三四七	資本	一	一
三四八	資本	一	一
三四九	資本	一	一
五	資産の貸借対照表価額	一	一
一	重要性の原則の適用について	二五	一
二	重要な会計方針の開示について	二六	一
三	重要な後発事象の開示について	二六	一
四	注記事項の記載方法について	二七	一
五	資本取引と損益取引との区別について	二七	一
六	継続性の原則について	二八	一
七	保守主義の原則について	二八	一
八	経過勘定項目について	二八	一
九	実現主義の適用について	二九	一
一〇	工事収益について	二九	一
一一	製品等の製造原価について	二九	一
一二	原価差額の処理について	二九	一
一二三	たな卸資産の評価損について	二九	一
一二四	内部利益とその除去の方法について	二九	一
一二五	特別損益項目について	二九	一
一二六	法人税等の追徴税額等について	二九	一
一二七	削除	二九	一
一	将来の期間に影響する特定の費用について	三〇	一

連結財務諸表原則注解	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
注解 1 重要性の原則の適用について	たな卸資産の貸借対照表価額について	社債引当金又は減価償却累計額の控除形式について	貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について	引当金について	たな卸資産の貸借対照表価額について	社債引当金又は減価償却累計額の控除形式について	貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について	引当金について	たな卸資産の貸借対照表価額について	社債引当金又は減価償却累計額の控除形式について
注解 2 連結のための個別財務諸表の修正について	債権の貸借対照表価額について									
注解 3 譲渡権のある株式又は出資の実質的所有について	国庫補助金等によって取得した資産について									
注解 4 小規模子会社の連結の範囲からの除外について	営業権について									
注解 5	意見の理由について									
注解 6	負債性引当金に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針									
注解 7	注解 6									
注解 8	投資勘定と資本勘定の相殺消去について									
注解 9	少數株主持分について									
注解 10	債権と債務の相殺消去について									
注解 11	持分法について									
注解 12	関連会社に該当しない会社について	持分法適用の範囲から除外について								
注解 13	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一
注解 14	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一
注解 15	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二
注解 16	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三

## 外貨建取引等会計処理基準

外貨建取引等会計処理基準の設定について

- 一 外貨建取引
- 二 在外支店の財務諸表項目
- 三 在外子会社等の財務諸表項目

連結財務諸表の制度化に関する意見書	五四	五一	五二	五三	五四	五四	五四	五四	五四	五四
第一 連結財務諸表の目的	五六									
第二 一般原則	五六									
第三 一般基準	五六									
第四 連結貸借対照表の作成基準	五七									
第五 連結損益計算書の作成基準	五八									
第六 連結剰余金計算書の作成基準	五九									
第七 連結財務諸表の注記事項	六〇									
注解 1 外貨建取引等会計処理基準に関する注解の追加について	七一									
注解 2 外貨建取引の範囲について	七一									
注解 3 取引発生時の為替相場について	七一									
注解 4 決算時の為替相場について	七一									
注解 4-1 外貨建長期金銭債権債務に係る為替予約について	七一									
注解 5 外貨建短期金銭債権債務及び外貨建長期金銭債権債務について	七一									
注解 6 外貨建有価証券等に対する低価基準等の適用について	七一									

注解 7 在外支店の外貨表示財務諸表項目の換算に対する  
決算日レート法の適用について

注解 8 在外支店のたな卸資産に対する低価基準等の適用  
について

注解 9 在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算に対  
する決算日レート法の適用について

## 企業会計上の個別問題に関する意見

- 〔省略〕  
△第二▽退職給与引当金の設定について  
△第一▽外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する  
意見（昭和四十三年五月二日企業会計審議会特別部  
会第三小委員会中間報告）  
△第三▽外貨為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資  
産等の会計処理に関する意見（昭和四十六年九月  
二十一日企業会計審議会報告）  
△第四▽外貨為替相場の変更に伴う外貨建資産等の  
会計処理に関する意見（昭和四十六年十二月二十  
四日企業会計審議会報告）  
△第五▽現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会  
計処理に関する意見（昭和四十七年七月七日企業  
会計審議会報告）  
△第六▽外貨為替相場の変動幅制限停止中ににおける外貨  
建資産等の会計処理に関する意見（昭和四十八年  
三月二十九日企業会計審議会）

## 原価計算基準

- 原価計算基準の設定について

第一章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準

第二章 実際原価の計算

第一節 製造原価要素の分類基準

第二節 原価の費目別計算

第三節 原価の部門別計算

第四節 原価の製品別計算

第五節 販売費および一般管理費の計算

第三章 標準原価の計算

第四章 原価差異の算定および分析

第五章 原価差異の会計処理

監査基準・監査実施準則・監査報告準則

監査基準の設定について

監査実施準則の改訂について

監査基準及び監査報告準則の改訂について

監査実施準則及び監査報告準則の改訂について

監査実施準則の改訂について

監査実施準則の改訂について

監査基準

監査実施準則

監査報告準則

監査基準

監査実施準則

監査報告準則

監査基準

監査実施準則

監査報告準則

監査基準

監査実施準則

監査報告準則

監査基準

後発事象の監査に関する解釈指針

会計処理に関する意見書

中間財務諸表作成基準

半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書

中間財務諸表作成基準

第一一般原則

第二	作成基準	一一七
第三	中間財務諸表の表示	一一八
中間財務諸表監査基準		
第一	中間財務諸表の監査手続	一九
第二	中間財務諸表の監査意見	二〇
商法と企業会計原則との調整に関する意見書		

第一	会計帳簿	
第二	貸借対照表および損益計算書	
第三	財産目録および決算貸借対照表記載価額	
第四	会社の決算期と中間配当	
第五	監査役と証券取引法による公認会計士の監査	
第六	計算書類の作成	
第七	計算書類の確定	
第八	財産の評価	
第九	創業費	
第十	継延資産	
第十一	自己株式	
第十二	資本準備金	
第十三	臨時巨額の損失	
第十四	計算書類附属明細書	

## 税法と企業会計原則との調整に関する意見書

税法と企業会計原則との調整に関する意見書について 一二八

### 総 論

第一	租税目的のための会計原則の適用	
一	発生主義の原則の適用	

## 税法と企業会計原則との調整に関する意見書

税法と企業会計との調整に関する意見書について

一五二

第一	損益の期間的割当の問題	一三七
第二	未収収益	一三七
第三	割賦販売収益	一三八
第四	積送品販売収益	一三八
第五	長期工事収益	一三八
第六	臨時巨額の損失	一三九
第七	貸倒準備金と貸倒引当金	一三九
第八	棚卸手続と棚卸資産の評価	一四〇
第九	価格変動準備金	一四二
第十	固定資産の減価償却	一四二
第十一	資本剩余金の問題	一四二
第十二	棚卸手続と棚卸資産の評価	一四三
第十三	自己株式の買取額および無額面株の払込剩余额	一四二
第十四	固定資産再評価益	一四三
第十五	合併差益	一四三
第十六	株式額面超過金および無額面株の払込剩余额	一四二
第十七	減資差益	一四三
第十八	自己株式の買取額および売却差額	一四三
第十九	国庫補助金・建設助成金	一四三
第二十	工事負担金	一四四
第二十一	保険差益	一四五

株主の贈与および債務免除益

一四九

工事負担金

一四八

保険差益

一四五

株主の贈与および債務免除益

一四五

工事負担金

一四五

保険差益

一四五

株主の贈与および債務免除益

## 総

論	税法における適正な企業経理の尊重	一五二
二	企業の会計実務における継続性の重視	一五四
三	企業会計原則における問題	一五五
一	論	一
二	会計方法の選択の自主性	一五六
三	重要性の判断の彈力性	一五八
四	画一的基準の緩和	一五九
五	事実認定の自主性	一六〇
六	表示上の調整	一六一

## 各

一	会計方法の選択の自主性	一五六
二	重要性の判断の彈力性	一五八
三	画一的基準の緩和	一五九
四	事実認定の自主性	一六〇
五	表示上の調整	一六一

## 企業会計原則と関係諸法令との調整 に関する連続意見書

企業会計原則と関係諸法令との調整に関する  
連続意見書について

一	企業会計原則と関係諸法令との調整に関する 連続意見書について	一
二	財務諸表の体系について	六二
三	第一 財務諸表の様式について	六四
四	第二 財務諸表の様式について	六七
五	第三 有形固定資産の減価償却について	七〇
六	企業会計原則と関係諸法令との調整に関する 連続意見書第四および第五について	七九
七	第四 暫卸資産の評価について	一九七
八	第五 繰延資産について	二〇五
九	連結財務諸表の基本原則	二〇八
一〇	連結の範囲	二〇九
一一	会計期間	二一〇
一二	支配会社及び従属会社の会計処理の原則及び手続	二一〇九
一三	連結貸借対照表作成の基準	二一〇九
一四	少數株主持分	二一〇
一五	連結損益計算書作成の基準	二一〇
一六	連結財務諸表の脚注事項	二一〇
一七	連結納税申告に関する事項	二一

## 連続財務諸表に関する意見書注解

注解 1 「個別財務諸表と連続財務諸表との関連」について

注解 2	「株式を実質的に所有する場合」の意味について	一一一
注解 3	「連続の範囲から除外する場合」の意味について	一一三
注解 4	「決算日の差異がある場合」の取扱いについて	一一四
注解 5	「支配会社の投資勘定と従属会社の資本勘定の相殺消去」について	一一六
注解 6	「少數株主持分」について	一一〇
注解 7	「債権債務の相殺消去」について	一一二
注解 8	「会社相互間取引の相殺消去」について	一一三
注解 9	「たな卸資産、固定資産等に含まれる未実現損益の消去」について	一一三

## 企業内容開示制度における物価変動 財務情報の開示に関する意見書

財務諸表に関する意見書について

一	連結財務諸表の連結について	二〇五
二	連結財務諸表の必要性	二〇七
三	連結財務諸表制度に関する環境の整備	二〇八
四	連結財務諸表に関する諸基準	二〇八

## 商法計算規定に関する意見書

一	物価変動が企業会計に与える影響について	二二九
二	国際的動向について	二三〇
三	物価変動に関する財務情報開示の今後の方向について	二三一

## 商法編

### 商法（抄）

第一編 総則	二三五
第二章 法例	二三五
第三章 商人	二三五
第四章 商号	二三五
第五章 商業帳簿	二三六
<b>第二編 会社</b>	
第一章 総則	二三六
第二章 株式	二三六
第三章 会社ノ機関	二三七
第四章 株式会社	二三七
第一節 設立	二三七
第二節 株式	二四一
第三節 会社ノ機関	二四八
第三節ノ二 新株ノ発行	二五七
第四節 会社ノ計算	二六〇
第五節 社債	二六七
第六節 定款ノ変更	二七五
第六節ノ二 資本ノ減少	二七六
第七節 会社ノ整理	二七七
第八節 解散	二七九
第九節 清算	二八二
第七章 罰則	二八七
附則	二九一

### 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

第一章 総則	二九五
第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億円以上の株式会社に関する特例	二九七
第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例	三〇一
第四章 罰則	三〇二
附則	三〇五

### 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則

第一章 総則	三〇五
第二章 貸借対照表	三〇六
第三章 損益計算書	三〇九
第四章 営業報告書	三〇九
第五章 附属明細書	三一〇
第六章 貸借対照表及び損益計算書の公告	三一一
附則	三一二

### 大会社の監査報告書に関する規則

大会社の株主総会の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則

三一二

### 株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則

三一四

### 規則の特例に関する省令

三一六



## 連結財務諸表規則

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則)

第一章 総則	四六五
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四七五
第三章 連結損益計算書の記載方法	四八六
第四章 連結剰余金計算書	四九三
附則	四五五

## 連結財務諸表規則取扱要領

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第一章 総則	四六五
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四七五
第三章 連結損益計算書の記載方法	四八六
第四章 連結剰余金計算書	四九三
第五章 雜則	四九五
様式	四五九

連結の範囲に関する重要性の原則	五〇三
適用の監査上の取扱い	五〇五
証券取引法における連結財務諸表の持分法	五〇八
の適用について	

## 中間財務諸表規則

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則)

第一章 総則	五一
第二章 中間貸借対照表の記載方法	五一五
第三章 中間損益計算書の記載方法	五一七
第四章 外国会社の中間財務書類	五二九
附則	五二九

## 中間財務諸表規則取扱要領

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第一章 総則	五一
第二章 中間貸借対照表の記載方法	五一五
第三章 中間損益計算書の記載方法	五一七
第四章 外国会社の中間財務書類	五二九
様式	五三二

財務諸表等の監査証明に関する省令	五四七
取扱通達	五四七
の監査証明に関する省令	五四七

様式

## 公認会計士法

### 関連法規編

「証券取引法上の連結財務諸表の制度化について」の一部改正について	五五三
----------------------------------	-----

参考  
コスト・

答申	六〇四
総括	六〇五
第一章 原価計画	六〇六
第二章 原価統制	六一四
第三章 コスト・マネジメントのための分析	六一九
第四章 原価管理組織	六二六

税理士法

第一章 総則 ..... 五八〇  
第二章 税理士試験 ..... 五八二

# 企業会計原則・企業会計原則

注解

## 企業会計原則の設定について

(昭和二十九年七月九日)  
経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告

目的

会計原則

我が国的企业会計制度は、歐米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚しく不統一であるため、企业の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速かに改められなければならない。

又、我が国經濟再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企业会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。

仍て、企业会計の基準を確立し、維持するため、先ず企业会計原則を設定して、我が国国民經濟の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えるとするものである。

二 1 企業会計原則は、企业会計の実務の中に慣習として発達したもののかから、一般に公正妥当と認められたところを約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに當つて従わなければならない基準である。

2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基き財務諸表の監査をなす場合において従わ

財務諸表  
の体系

三 通りである。

損益計算書

財務諸表付属明細表

貸借対照表

剩余金処分計算書

(注) 現行商法の規定に基き、財産目録を作成する必要ある場合は、この原則に準じて作成するものとする。

四 財務諸表準則は、企業会計原則を適用した場合における財務諸表の標準様式及び作成方法を定めたものである。

## 企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について

(昭和二十九年七月十四日)  
大蔵省企業会計審議会中間報告

一 企業会計原則及び財務諸表準則が中間報告として昭和二十九年七月公表されて以来、公認会計士制度並びに証券取引法に基く財務諸表制度の実施と相まって、我が国の企業会計が画期的改善の緒につくに至つたことは周知のとおりである。この中間報告の公表に際し、将来税法及び商法の改正にあたり、企業会計原則が尊重されるようにならねばならないものであるが、昭和二十五年の改正法人税法並びに昭和二十六年の改正商法

3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に關係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

4 企業会計原則に従つて作成される財務諸表の体系は、次の

の規定には、企業会計原則の趣旨が相当程度反映されるに至った。しかしながら商法及び税法の改正の結果、企業会計原則及び財務諸表準則自体においても、部分的修正を要する個所を生じ、特に用語の不適当な点、字句の不統一な点等については、これを是正する必要が認められるに至つたので、本審議会はこれらの点に関する調査審議の結果をここに中間報告として公表することとしたのである。

二　企業会計原則及び財務諸表準則の制定に関しては、その全体系を網羅的に叙述することを主眼としたため、その定義、注解等は一切これを付さない建前をとつたのである。しかし企業会計原則及び財務諸表準則のなかの重要な項目について、その意義、適用の範囲等に関し、解釈上疑義のある点が少くないので、今回これら解釈を明らかにするため、本審議会は主要項目十八を取り上げ、これに対する注解を付し、企業会計原則注解としてあわせて公表することとしたのである。

なお、この注解は、本審議会が調査審議の結果採用した暫定的な結論であるから、今後の慎重な研究にまつて更に補足修正とともに、製造原価報告書の様式その他の重要項目に関する見解を随時公表し、江湖の批判を仰ぐ予定である。

## 企業会計原則の一部修正について

(昭和三十八年十一月五日)

企業会計審議会

審議会は、「監査基準」、「商法と企業会計原則との調整」閲覧

する意見書」、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第一ないし第五、ならびに「原価計算基準」を公表して、企業会計制度の改善統一のための基礎を確立することにつとめてきた。

会計原則は会計処理の妥当性に関する規範であるから、商法の計算規定および税法における課税所得の算定に関する諸規定と密接な関連をもつてゐるが、商法は債権者保護その他の見地から、法的に必要な範囲において会計に関する諸規定を設け、また、税法は課税所得の決定に関する根拠を明らかにするため会計諸基準について種々の規定を設けている。従つて、会計原則は法的規範たるこれらの諸規定とは立場を異にするが、基本的にその間に一致点が見い出されなければならないものである。当初企業会計原則を設定するに当たり、企業会計原則は企業会計に関する諸法令が将来において制定改廃される場合に、尊重されなければならない旨を要望し、さらに前述の意見書を公表したゆえんである。

このような要望が反映して、昭和二十五年に法人税法および商法の改正が行なわれ、さらに昭和三十七年四月に企業会計原則を大幅に取り入れた商法の改正が行なわれ昭和三十八年四月一日から実施されるにいたつた。しかし商法の計算規定は、いまだ企業会計原則と矛盾する部分を残しているので、この部分については、商法が強行法規たることに鑑み、企業会計原則を修正しなければならないことになつたのである。

今回の企業会計原則の一部修正は、右の理由によると同時に、公認会計士に財務諸表監査の根拠を与え、また改正をせまられている証券取引法に基づく財務諸表規則の改正に資料を提供するため、改正商法の計算規定の改正に対応して改正することを

主眼とした。なお、できるだけ原価計算基準等を反映することにもつとめたけれども、会計原則自体の内部的な理由に基づく根本的改正は、将来にゆするほなかつたのである。財務諸表準則の改正を延期したのも、今回の改正が応急的なものにすぎないという事情によるものである。

#### (付記)

昭和二十四年公表の企業会計原則の前文「企業会計原則の設定について」のうち、財務諸表の体系における剩余金計算書は、利益剩余金計算書と読みかえるものとし、財産目録に関する付記は削除することとする。

## 商法と企業会計原則との調整について

(昭和四十四年十二月十六日  
大蔵省企業会計審議会報告)

とりまとめるに至つた。

### 三 企業会計原則は、本来、関係法令の将来の改廃に際して提

言するための根柢となるべきのものであるが、今回の調整に当たつては、商法が強行法規たることにかんがみ、企業会計原則の指導原理としての性格を維持しながら、注解等において商法に歩みよることとした。これにより両者の間に残されている相違点は一掃されることになったが、下記の諸点については、商法において所要の措置がとられることを考慮して企業会計原則修正案をとりまとめた。今後、関係方面においてこの修正案の趣旨を尊重し、格別の配慮がなされることを期待したい。

#### 記

一 商法と証券取引法における会計基準が一致し、同一の会計基準に従つて監査が行なわれることを明確にするための規定を商法に置くこと。

「理由」 企業会計原則は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののがから、一般に公正妥当と認められるところを要約したもの」であるから、商法の計算規定の解釈指針となるべきものであり、証券取引法上の監査においてもこの指針に基づいて取り扱われるものである。

しかししながら、商法と企業会計原則とのこのような関係が一般に必ずしも明確に理解されていない現状のものでは、商法の監査制度に公認会計士監査をとり入れた場合には、拠るべき会計基準を巡つて無用の混乱を生ずるおそれがある。